

News Release

2024 年 9 月 30 日 独立行政法人 中小企業基盤整備機構

認定革新的技術研究成果活用事業者「EV モーターズ・ジャパン」の 銀行借入に対する債務保証契約を締結

独立行政法人中小企業基盤整備機構(理事長:宮川正 本部:東京都港区)は、産業競争力強化 法に基づく革新的技術研究成果活用事業の認定事業者である株式会社 EV モーターズ・ジャパン が、認定計画実施のために必要とする資金を金融機関から借入調達するにあたり、借入元本の50% を保証する契約を締結しましたのでお知らせします。

EV モーターズ・ジャパンは、高いレベルの省電力とバッテリーの長寿命化を実現する独自システム「アクティブ・インバータ」等の技術をもとに、バスをはじめとする商用 EV の開発や販売事業等に取り組んでいます。これまで海外からの輸入が主流であった商用 EV の国産化を目指し、商用 EV の最終組み立て工場「ゼロエミッション e-PARK」の建設を進めています。

今般、中小機構の保証制度を活用し、取組に必要な資金の一部(50億円)を複数の金融機関が組成したシンジケートローンで調達する契約を締結いたしました。

同社の事業は、次世代に求められる高性能の国産商用 EV を提供するものとして多くの需要が期待されます。中小機構は、同社の更なる事業の発展を応援します。

【債務保証の概要】

対象となる融資契約締結日	2024年9月20日
	三井住友銀行(アレンジャー)
	福岡銀行(コアレンジャー)
	福岡ひびき信用金庫(参加行)
	北九州銀行 (参加行)
融資金融機関	佐賀銀行(参加行)
(シンジケート方式)	紀陽銀行(参加行)
	横浜銀行(参加行)
	広島銀行(参加行)
	足利銀行(参加行)
	西日本シティ銀行(参加行)
融資金額	50 億円
融資期間	8 年間
中小機構の保証割合	借入元本の 50% (25 億円)

<中小機構の債務保証制度について>

中小機構では、各種法令に定められた認定制度に基づく新事業展開や事業再編等に取り組む事業者を対象に、認定を受けた事業計画を実施するために必要となる資金を金融機関から借り入れる際に利用できる債務保証制度を用意しております。利用できる金額・保証割合は制度によって異なりますが、保証限度額は最大で25億円、保証割合は借入元本の最大50%です。

https://www.smrj.go.jp/sme/funding/guarantee/

<独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)>

中小機構は、事業の自律的発展や継続を目指す中小・小規模事業者・ベンチャー企業のイノベーションや 地域経済の活性化を促進し、我が国経済の発展に貢献することを目的とする政策実施機関です。経営環境の 変化に対応し持続的成長を目指す中小企業等の経営課題の解決に向け、直接的な伴走型支援、人材の育成、 共済制度の運営、資金面での各種支援やビジネスチャンスの提供を行うとともに、関係する中小企業支援機 関の支援力の向上に協力します。

<本件に関する問い合わせ先>

独立行政法人中小企業基盤整備機構

ファンド事業部事業基盤支援課(担当者:辻井、櫻木、中野) 住所:東京都港区虎ノ門3丁目5番地1号 虎ノ門37森ビル

電話:03-5470-1575 (ダイヤルイン)